

事業所における自己評価結果(公表)

R2年度実施

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	①	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	○		面積については、指定基準を満たしていますが、状況に応じて、遊戯室や廊下を利用するなど、活動しやすいように工夫しています。 衝立や仕切りなどを利用して、コロナウイルスの飛沫感染を防止しています。	・全員親子登園の日は、特にスペースは狭く感じる。
	②	職員の配置数は適切である	○		指定規準は児童4:職員1ですが、恵光学園では岐阜市立保育所職員配置基準の障がい児配置基準に準じて3:1で職員を配置しています。 昨年度からフリーのアルバイト職員を配置し、職員が研修や健康診断の際は、できる限り、代わりの職員を配置するよう配慮しています。	・障害種別が様々であるため、より手厚い職員配置できるよう、要望している。
	③	生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっている。また、障害の特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	○		施設が古く完全なバリアフリーは困難ですが、スロープ・手すり等の設置をしています。 別室はありませんが、衝立を使うなど、工夫して療育を行っています。	・知的障がい児、発達障がい児が利用する施設であるため、バリアフリーでなくても問題はないが、保護者に肢体不自由や視覚障害があると利用はしにくいように思う。 ・気持ちを落ち着かせるための小スペースが各部屋にあると良い。
	④	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっている。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	○		施設は古いですが、毎日丁寧に清掃を行い、清潔に保つよう心掛けています。 トイレのスリッパが履き替えやすいように、手すりを設置しました。	・民間の施設に比べると老朽化しているように思う。 ・建物が古い。塗装の剥がれ、全体の老朽化が目立つ。 ・トイレのスリッパがはきにくい配置(作り)になっている。
業務改善	⑤	業務改善を進めるためのPDCA サイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画している	○		岐阜市職員人事考課要綱に基づき、組織目標を定めそれを踏まえて職員は担当業務に取り組んでいます。 定期的に面談を行い、目標達成度を確認しています。	
	⑥	保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	○		以前から、独自の保護者向けアンケートを実施し、保護者の意向等を把握し、業務改善につなげています。 今回のアンケートでは、お気づきの点について自由に記入いただく欄を新たに加えました。	
	⑦	事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	○		今後定期的公表していきます。	
	⑧	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている	○		第三者評価は、3年ごとに受審しており、来年度で6回目になります。 前回の第三者評価では、すべての項目でA評価をいただいております。	
	⑨	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	○		学園内に研修委員会を設置し、計画的に、職場研修を実施するとともに、外部の研修にも職員を出席させています。 今年度は、コロナ禍で、中止となる研修もありましたが、感染対策を講じながら園内研修を実施したり、オンライン等で園外研修を受講する等、研修の機会を設けています。	・今年度はコロナの影響であまり研修ができていなかったが、オンライン等で実施できた研修もあった。
適切な支援の提供	⑩	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	○		相談支援専門員と連携を図り、お子さんの状況や保護者の方の思いに寄り添った個別支援計画を作成するよう努めています。	
	⑪	子どもの適応行動の状況を図るために、標準化されたアセスメントツールを使用している	○		学園で独自に作成した個別支援計画フォーマットとアセスメントツールを活用しています。 個別支援計画作成のための話し合い通して、職員間の認識の共通化に努めています。	

適切な支援の提供	⑫	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」「発達支援(本人支援及び移行支援)」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	○		個別支援計画は、児童発達支援ガイドラインの支援に必要な項目を網羅した恵光学園独自のフォーマットとアセスメントツールを使用しています。作成に当たっては、児童発達支援管理責任者が中心となって会議を行い、課題や支援内容について、わかりやすい文章で表記するよう努めています。	
	⑬	児童発達支援計画に沿った支援が行われている	○		お子さん一人ひとりの児童発達支援計画に基づき、職員と保護者の方との間で共通理解を図り支援が行えるよう努めています。	
	⑭	活動プログラムの立案をチームで行っている	○		年齢、発達段階に応じたクラス編成を行っており、クラスごとの課題に応じた活動ができるよう工夫しています。	
	⑮	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	○		季節の行事も取り入れながら、お子さんが、興味を持って参加できるプログラムとなるよう工夫しています。	
	⑯	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成している	○		個別支援計画の項目は、①食事・排泄・着脱等の基本的な生活習慣、②運動・あそび、③気持ちの伝達等の人の関わり方の3つの分野に分かれています。これらの項目について現状(発達の段階)・課題を踏まえて、小集団の活動の中でそれぞれのお子さんに合わせた支援を行えるよう個別支援計画を作成しています。	・コロナが落ち着いたら、リハビリの様子など、直接見学等をして取り入れて活動していけると良いと思う。
	⑰	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	○		支援開始前、お子さんの出欠を確認し、療育の内容、支援の流れ、職員の役割分担等の確認を行い、情報の共通理解を図っています。	
	⑱	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	○		お子さんが降園後、クラス担任間で話し合うようにしています。	
	⑲	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	○		毎日、指導記録を作成し検証・改善に努めています。保護者との療育ノートにも日々活動の様子を記録しています。	
関係機関や保護者との連携	⑳	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	○		おおむね半年ごとに、保護者の方との面談を行い、保護者の方の願いやお子さんの達成度を把握し、支援の方向性の確認を行っています。児童発達支援管理責任者が中心になり、担任とともに丁寧な話し合いのもと、計画が作成され、見直しもされています。	
	㉑	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参加している	○		必要に応じて、児童発達支援管理責任者が出席しています。	
	㉒	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	○		市内の様々な関係機関との連携を図っています。	
	㉓	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合)地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている				
	㉔	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合)子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている				
	㉕	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○		就園時・就学時とも、移行先へ情報提供すると共に、恵光学園での療育の様子を見学するため、来園いただいています。新型コロナウイルス感染症の感染状況も考慮しながら、情報共有を図っていきたく思います。	

関係機関や保護者との連携	②⑥	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○	卒園後も必要に応じて情報交換を行っています。 アフターケアとして、お子さんの様子をお聞きするため、前年度の担任が就学先を訪問し丁寧に関わり続けています。 新型コロナウイルス感染症の感染状況も考慮しながら、情報共有を図っていききたいと思います。	
	②⑦	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	○	日本知的障害者福祉協会に所属し、協会が主催する研修や会議に職員を派遣しています。 会員施設間で情報交換や交流をしています。 お子さんの主治医とも必要に応じて連携を図っています。 訓練機関等から講師を招いて研修を行ったり、個別に助言も受けています。	
	②⑧	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障害のない子どもと活動する機会がある	○	全てのお子さんが交流する機会はありませんが、交流保育を行っています。 お子さんの状況とご希望に応じて進めていききたいと思います。	・あるが全員ではない。 ・希望者は交流保育をしている。
	②⑨	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	○	協議会等にも積極的に参加しています。	
	③⑩	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	○	バス送迎時、直接送迎時や、療育ノートにて、お子さんの様子をお伝えしています。 必要に応じて電話連絡等も行いながら、お子さんの状況・課題について共通理解を図り、具体的な対応を一緒に考えていきます。	
	③⑪	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っている	○	ペアレントトレーニングの手法も取り入れながら、親子療育を基本に、家族支援を行っています。 親子登園であるため、親子ともに学べる環境になっています。	
保護者への説明責任等	③⑫	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	○	利用契約の際に、運営規程(契約書)、重要事項説明書の説明を行っています。	
	③⑬	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容とこれに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	○	個別支援計画は児童発達支援ガイドラインのねらい及び支援内容を網羅した恵光学園独自のフォーマットとアセスメントツールを使用しています。支援内容については、項目ごとに①現状、②目標・課題、③具体的な支援方法について説明し、保護者の方の同意を得ています。 個別支援計画の支援内容は、学園だけでなく、ご家庭でも取り組むことのできる支援となるように配慮し、ご家庭での取り組みについても助言しています。	
	③⑭	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	○	定期的に行う面談時には、十分な時間をとり個別支援計画のみならず、ご家庭で困っていることやご要望についてもうかがうようにしています。 保護者の方がご家庭でも安心してお子さんと関わられるよう、必要に応じて助言をしています。	
	③⑮	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	○	「親の会」主催の親睦会や学習会が実施されており、学園の行事の際もご協力いただいています。 今年度はコロナ禍で、活動を制限さざるをえない状況でしたが、親の会の皆さん方が工夫して、活動を続けてくださいました。 今後とも、保護者の皆様の活動に協力していききたいと思います。	

保護者への説明責任等	⑳	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	○		「岐阜市社会福祉サービス苦情解決の手引き」及び「岐阜市福祉部社会福祉サービスの苦情解決に関する要綱」に基づき責任者、担当者、第三者委員が設置されていますが、保護者の方に寄り添うことを基本に療育を進めており、話し合いができる関係の構築に努めています。	
	㉑	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	○		学園通信「けいこう」を年3回発行しています。年間行事予定等の案内は、年度の当初に保護者の方々に配布するとともに、それぞれの行事等の詳しい案内は、その都度配布しています。	
	㉒	個人情報の取扱いに十分注意している	○		岐阜市の個人情報保護条例・規則等を遵守し、情報漏えい事故が起こらないよう配慮しています。定期的に公務員倫理研修や法令順守研修を実施し、個人情報の保護・管理について繰り返し指導しています。	
	㉓	障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	○		バス送迎時、直接送迎時や、療育ノートにて、お子さんの様子をお伝えしています。必要に応じて電話連絡等も行いながら、お子さんの状況・課題について共通理解を図り、具体的な対応を一緒に考えていきます。	
	㉔	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	○		学園通信「けいこう」を自治会に配布しています。地域のお子さんや保護者の方に恵光学園を知っていただいたり、お子さんの発達や子育てに心配や不安を感じている保護者の方からのご相談を受けたりするために、「きらきら教室」を開催しています。	・コロナの影響で昨年度と同様には行っていない。
非常時等の対応	㉕	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	○		「災害対応マニュアル」「不審者対応マニュアル」「感染症・インフルエンザ対応マニュアル」等各種マニュアルを整備し、保護者の方にも周知しています。	
	㉖	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	○		毎月避難訓練(火災・地震・不審者)を実施しています。お子さんのみならず親子登園の際は保護者の方も参加していただいています。	
非常時等の対応	㉗	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	○		熱性けいれん・てんかん発作等、脱臼しやすい・転倒しやすい、アレルギー等のお子さんの情報については、児童発達支援管理責任者やクラス担任が、保護者の方から丁寧に聞き取りを行い、職員の対応方法についても事前に保護者の方の同意を得ています。また、この情報については、全職員が共有しています。	
	㉘	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	○		アレルギーのあるお子さんについては、主治医の意見書に基づき、保護者・調理員(栄養士)・担任が、毎月材料表をチェックし、除去を基本としながら一部代替えも検討しながら給食・おやつを提供しています。	
	㉙	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	○		ヒヤリハットの事例集を作成するとともに、職員に周知徹底しています。	
	㉚	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	○		人権研修を毎年実施するとともに、園内に子ども安全委員会を設置し、虐待など権利侵害の状態になっていないか検証しています。	
	㉛	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している				

○この「事業所における自己評価結果(公表)」は、事業所全体で行った自己評価です。